

●第九節 隠居そして遷化

第二項 隠居地の変遷と生活

正徳四年六月十九日寺社奉行から隠居の許しが出て、二十八日後任に詮察が決まった（『有実記』）。祐天七十八歳であった。『略記』によれば、一本松の隠居所が古くなっていたので、祐天のために急ぎ修復する間、七月下旬、真乗院（文昭院殿廟所別当）に仮住まいをした。このときの真乗院主億道はもと祐天の随身の僧であったと言う（『実録下書』附）。この日は、

府内檀林及法縁恩顧寺院陪乗相従道俗雲集填塞巷路惜別哀歎也

〔略記〕

というほど人々が別れを惜しんだ。そして、二、三か月して、一本松の修営が成り、一本松での隠居生活に入ったとする。

実はこの辺りの記述は「縁山志」（十、『浄全』十九、四九八頁）と相違する。「縁山志」によると六月二十三日に真乗院に移り二十九日に一本松に移ったとされる。『浄土宗大年表』にも「縁山志」の説を乗せ『増上寺日鑑』を参考資料として載せているので日付はこちらのほうが正しいのかもしれない。

「縁山志」の門周の伝記（『浄全』十九、四九六頁）を見ると、このとき隠居の身として一本松に住していたことがわかる。おそらく、祐天の隠居に合わせて青山に移ったのであろう。その準備期間を十日間と見れば、「縁山志」の日付が理解される。すなわち、詮察の入院が二十八日とすれば、その前に祐天が一時真乗院に移った理由もわかる。この日付に関しては「縁山志」のほうが合理的とも思われる。

享保二年二月十四日、祐天は一本松から芝西応寺に移る（「縁山志」十『浄全』十九、四九九頁）。理由は、詮察の隠居であった。（「縁山志」十『浄全』十九、五〇一頁）の詮察の伝によれば、詮察は黄痘にかかり、二月十五日隠退の免許を得て、十七日に一本松に隠栖した。次の縁山主白随は十三日に内定し、二十一日に大僧正に任ぜられている。

その後、六月十八日、祐天は麻布の龍土の閑室に移った（「縁山志」十）。この西応寺の四か月間こそ、龍土の地に祐天のための草庵を造る期間であったものと考えることができよう。そして、この龍土が祐天の最後の地となるのである。

祐天の隠居後の生活はおそらく昔の牛島時代を再現するようなものではなかったか、と思われる。「略記」には、

称佛名書佛号之外無他事雖年邁齡傾晝夜少間無懈而寮閑靜
不喜營聞縱雖豪貴親友辞而不面祇以課佛号自適矣也

とあり、ただひたすら浄業を修したとされる。

第二項 道俗の信仰

『利益記』を通して、隠居後の祐天に対する庶民の信仰が伝わってくる。「伝左衛門現罰を蒙りし事」(下、六六丁)として、良忠寺の順阿の代に戸出村において祐天の「大幅の名号を拝受して本尊とし戸々輪次に百万遍を修し」ていたときの話がある。伝左衛門と言う男が「農事を怠り田の畦に眠」っていた。理由を問うと「昨夜主人が親の年回なりとて。売僧が書たる名号をかけ。大数珠をくり。鉦を打て。よもすがら無間の業を造りしがいまくしさに。ねふられざりしゆゑなり」と言った。この男は最後大熱を発し苦しみ叫んで息が絶えたと言う。

順阿とは『良忠寺誌』(十三頁)によれば良忠寺第四十一世で、元禄年間から住職をしており、享保七年に遷化している。

これはすなわち日蓮宗の信者に対する他宗誹謗への戒めとしての逸話であろうが、文中「祐天大僧正ハ天下乃大善知識にして、貴賤上下帰依渴仰せざるハなし」とある。祐天が家宣の大導師を勤めたことへの反響が、民間レベルにも浸透していたと見ることができるのである。この話は正徳五年十一月十七日のことと記されている。